

オランダ
判例速報
2023年
1/2月号

【労働法】

適用される **CAO** の変更と社内の通勤費補償制度の統一を理由とする労働契約書内に規定された通勤費補償制度の一方的変更が認められなかった事例

(アーネム・ルーワーデン高等裁判所 2022年10月11日判決¹⁾)

労働契約書の中にはよく、使用者は労働条件を一方的に変更することができるという条項が含まれています(以下「一方的変更条項」といいます。)。労働法によりますと、使用者において一方的変更条項を行使することができるのは、使用者がこれを行行使することに重大な利益を有しており、且つそのような使用者の利益が、労働者が被る不利益に優越する場合に限られます²。本件では、使用者が、適用される集団労働契約 (*collectieve arbeidsovereenkomst*、以下「**CAO**」)といっています。)が変更されたこと、社内の通勤費の補償に関する労働条件を統一することを理由に、いわゆる従業員評議会 (*ondernemingsraad*) と相談の上、労働契約書に含まれる通勤費補償に関する規定を一方的に変更しました。しかし、裁判所は、労働者への経済的影響を考えると、これらの使用者側の議論は、労働者に不利な通勤費補償制度への変更を正当化するほどの重みを持っていないため、一方的変更は認められないと判示しました。本判決は、使用者による一方的変更条項の行使の要件を理解するのに役立つと思われ、ご紹介申し上げます。なお、通勤費補償に関する労働者間の格差は、社内の労働者がそれぞれ異なる職歴を持っているため歴史的に説明することが可能であるとして、同一の労働を行う労働者らに対しては同一の通勤費補償を認めなければならないとの使用者の主張を裁判所が退けている点は興味深いと思われれます。

(…)

2. 本件の重要な事実関係

2.1 争点は、[被控訴人]が、当事者間で締結された労働契約書の第4.5条に定める通勤費の補償を受ける権利を有するか、それとも[控訴人]であるMFN社は、民法典第7巻第613条にいう一方的変更条項を行行使することにより、精肉業界の**CAO**に含まれる([被控訴人]にとって不利な)通勤費補償規定を適用することができるかである。

2.2 [被控訴人]は、2017年8月1日にMFN社での勤務を開始した。彼の直近の賃金は、月あたり€3.296,31(グロス)であり、それには各種手当は含まれていない。

¹ Gerechtshof Arnhem-Leeuwarden, 11 oktober 2022, ECLI:NL:RBROT:2022:5133.

² Art. 7:613 lid 1 BW.

- 2.3 労働契約書の第 10 条には、食肉業界の CAO (CAO voor de vleessector、以下「食肉業界 CAO」という。) が適用されるが、個別の労働契約書の中で (食肉業界 CAO の規定から) 逸脱する場合はこの限りではない旨が規定されている。食肉業界 CAO には、通勤費の補償について何も規定していない。しかし、第 4.5 条において、4 週間につき€148,40 (グロスで月あたり€160,77) の通勤費の補償を受け取る権利が [被控訴人] に認められている。
- 2.4 労働契約書にはさらに、一方的変更条項が含まれている。その内容は以下の通りである：
「14.1 使用者は、労働契約書や会社のハンドブックを変更することに重大な利益を有する場合、これらを一方的に変更する権利を有する」
- 2.5 MFN 社は、2020 年 1 月 1 日から精肉店に関する CAO (CAO voor het slagersbedrijf、以下「精肉店 CAO」という。) の適用を開始した。精肉店 CAO 第 16 条第 1 項には、個別の労働契約書が規定する通勤費補償制度よりも、[被控訴人] に不利な制度が含まれている。また、精肉店 CAO 第 16 条第 2.a 項には、第 16 条第 1 項に規定される通勤費補償制度から逸脱して、労働者が所属する会社内に 2019 年 1 月 1 日より前に存在していた通勤費補償制度に基づく補償がより高いという事情がある場合には、労働者はこれを請求する権利を維持する旨が規定されている。
- 2.6 [被控訴人] は、郡裁判所に対し、2020 年 1 月 1 日以降に支給される通勤費から既に支給された通勤費を差し引いた月額€160.77 (ネット)、補償、法定利息及び訴訟費用の支払いを請求した。
- 2.7 郡裁判所は、[被控訴人] の請求を認容した。控訴の趣旨は、認容された請求を棄却するよう求めることにある。

3. 判断理由

本判決の趣旨及び結論

- 3.1 MFN 社は、郡裁判所の判決に対して 5 つの控訴理由を挙げており、当裁判所はこれについて後述する。結論から述べると、MFN 社は、一方的変更条項に基づき通勤費補償制度を [被控訴人] に不利になるように変更することはできない。原審判決を維持する。

(MFN 社は) 民法典第 7 卷第 613 条にいう、より重い利益を有しないこと。

- 3.2 当裁判所は、控訴理由の判断に際して、使用者において一方的変更条項を行使することができるのは、使用者がこれを行わせることに重大な利益を有しており、且つそのような使用者の利益が合理性及び公平性の基準に照らして労働者が被る不利益に優越する場合には限られることを出発点とする (民法典第 7 卷第 613 条)。民法典第 7 卷第 613 条の適用には、利害の衡量が必要であり、これにより労働契約書を労働者に不利になるように変更できるのは、使用者側の十分な重みのある利益がそれを正当化する場合に限られる。この利益衡量において、個別具体の状況で変更を実施するために要求される使用者の利益の重さは、それに反対する労働者の利益の重さによっても決定される。
- 3.3 MFN 社は、本変更において考慮すべき (MFN 社側の) 利益として、個別の労働契約書に規定される通勤費補償制度の代わりに、精肉店 CAO に規定される通勤費補償制度を適用することを挙げ、以下の点を指摘した。すなわち、MFN 社は、VLEP (食肉業界や精肉店向けの年金基金) 及び精肉店産業年金基金による意思決定と、2018 年 12 月 5 日付のユトレヒト郡裁判所の判決に基づいて、もはや食肉業界 CAO を適用せず、(当時は一般的に拘束力があると担当大臣により宣言されていた) 精肉店 CAO を社内に適用することを義務付けられた。この義務により、MFN 社は、食肉業界 CAO と精肉店 CAO は両立せず、そこで働く労働者は社内内で明確な労働条件を提示されるべきであるとし、労働条件の統一を迫られた。この方針は、社内の全労働者に影響し、合同企業内評議会 (Gemeenschappelijke Ondernemingsraad) と慎重に進められたプロセスの結果であり、個々の労働者の所得が、労働条件の統一後に、統一前よりも低くならないことを出発点としている。そして、この条件は、[被控訴

人]との法的関係においても充足されている。また、通勤費補償制度はいわば副次的な給付であり、それに関連して年金発生などの付随的な権利はなく、給付権も派生しない。

3.4 (これに対して) 労働契約書に規定される通勤費補償制度を継続することに関して [被控訴人] が有する利益は、金銭的なものである。すなわち、彼は月あたり€103.52 (ネット) の通勤費を欠いており、これは彼の収入のかなりの部分に関わるものである。

3.5 判断するに、合理性と公平性の基準に照らすと、MFN 社が主張する利益は、[被控訴人] の利益に必ずしも優越しない。すなわち、MFN 社が労働条件を統一し、且つ良き使用者であることを理由に明確な労働条件を提示する必要性を感じていたとしても、それは、MFN 社が [被控訴人] と個別に合意された通勤費補償制度の変更を追求するのに十分な理由と動機を持っていたとすることができるほど重大な利益には該当しない。その変更は、MFN 社における深刻な事業及び組織上の事情や財務上の困難が動機となっているわけではない。また、精肉店 CAO (2020 年 12 月 4 日から同年 12 月 31 日まで、及び 2021 年 10 月 8 日から 2022 年 2 月 28 日までの期間において一般的に拘束力を有すると担当大臣により宣言されていたもの) は、(MFN 社が) [被控訴人] と合意していた通勤費補償の減額を強制するものではない。それどころか、精肉店 CAO 第 3 条第 3 項には、以下の通り明示的に規定されている：

「本 CAO の発効時に、1 人または複数の労働者において、本 CAO で合意した条件よりも有利な労働条件 (法律による) が存在する場合、当該労働者については、その条件を維持するものとする。」

従って、郡裁判所が判示した通り、精肉店 CAO は、労働者に有利なように逸脱することができる最低限の労働条件を定めた CAO であると考えるのが正しい。この点、精肉店 CAO の適用が始まる前に雇用された労働者にとって、より有利な労働条件に関しては、労働者に有利なように逸脱することはできない (よって精肉店 CAO の労働条件が適用される) という

MFN 社の主張には十分な根拠がない。また、同一の事例における不平等な取り扱いにもあたらない。通勤費補償の格差は、MFN 社内の労働者が異なる職歴を持っているため、歴史的に説明することが可能である。もちろん、当裁判所は、社内で複数の通勤費補償制度を設けることは現実的に望ましくないこと、合同企業内評議会との間で行われた労働条件の統一過程において、MFN 社が全労働者の経済的利益を考慮したことを理解している。しかし、[被控訴人] の経済的影響を考えると、これらの議論は、彼に不利な通勤費補償制度への変更を正当化するほどの重みを持っていない。また、通勤費の補償が副次的な給付であったとしても同様である。[被控訴人] の経済的な結果を考えると、これらの議論は、彼に不利な通勤費補償制度の変更を正当化するほどの重みを持たない。

3.6 結論としては、民法典第 7 卷第 613 条にいうより重い利益にはあらず、MFN 社は、[被控訴人] と個別に合意した通勤費補償を一方的に変更する権利はなかったというべきである。

(…)

結論

3.10 本件控訴を棄却する。MFN 社は不利な判決を受けるため、控訴審では MFN 社に対して控訴費用の支払いを命ずる。

(…)

当裁判所は、以下の通り判示する：

1. ノールド・ネーデルラント裁判所 (所在地：アッセン) 内の郡裁判所 2021 年 9 月 14 日付判決を維持する。
2. MFN 社に対し、以下の [被控訴人] の訴訟費用の支払を命じる。

訴訟費用 338 ユーロ

弁護士費用 1,574 ユーロ（手続に関するポイント 2 点×控訴料€787）。

3. 費用に関する支払い命令に対して仮執行宣言を付与する。
4. 全ての追加的請求を棄却する。
